

未公開株等の取引を利用した詐欺的商法に対する取組状況(1)

1 現状

PIO-NETに寄せられた苦情相談件数の推移

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度※ ¹
「未公開株」の相談件数	2,981	4,073	2,616	3,071	6,116	8,546	4,180
うち60歳以上の相談	1,691 (56.7%)	2,460 (60.4%)	1,647 (63.0%)	2,150 (70.0%)	4,682 (76.6%)	6,825 (79.9%)	3,319 (79.4%)
「公社債」の相談件数	263	355	332	499	1,675	6,722	5,156
うち60歳以上の相談	197 (74.9%)	241 (67.9%)	209 (63.0%)	336 (67.3%)	1,279 (76.4%)	5,296 (78.8%)	4,109 (79.7%)
「ファンド型投資商品」の相談件数※ ²					2,992	7,039	9,965
うち60歳以上の相談					1,759 (58.8%)	4,850 (68.9%)	5,833 (58.5%)

※1: 2011年11月7日までの登録分。

※2: 「ファンド型投資商品」は2009年度新設のキーワード。

2 経緯

消費者庁では、警察庁、金融庁等と連携し、「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置。平成22年3月、以下の施策を盛り込んだ対応策を取りまとめ。

- (1) 情報集約から取締までを一貫的かつ迅速に行う体制の構築
- (2) 注意喚起、普及啓発の強化
- (3) 被害の抑止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備のあり方の検討

3 施策の実施状況

① 情報集約・共有

- PIO-NETへの早期入力を消費生活センターに要請。
- 日本証券業協会から消費者庁等に対し、82回に亘り、同協会未公開株通報専用コールセンターに寄せられた相談情報を提供。
- 上記の情報を基に国民生活センターで事業者の名寄せを実施。8回に亘り、警察庁、金融庁に約3,200事業者分の名寄せ情報を提供。
- 警察庁において、「資産形成事犯対策ワーキングチーム」(第2回)を開催し、金融庁等関係行政機関と情報を共有。(平成22年9月)

② 業者への対応

- 金融庁において、無登録で金融商品取引業を行う者に対し警告書を発出した場合、社名を公表。(平成22年4月～)
- 金融庁において、無届で有価証券の募集を行う者に対し、警告書を発出し、社名を公表。(平成22年10月～)
- 消費者庁から、消費者安全法に基づき、社名公表を伴う消費者への注意喚起(4件)を実施。(平成22年10月、平成23年6月、8月、10月)
- 証券取引等監視委員会から裁判所に対し、無登録業者等に対する金商法違反行為の禁止命令等の申立て(4件)を実施(平成22年11月(2件)、23年4月、6月)。いずれについても、申立てどおり、裁判所の禁止命令等が発令。
- 警察において、悪質な事業者の捜査を実施し、未公開株関係7事件、社債関係8事件、ファンド関係16事件、架空権利取引関係3事件、被害救済偽装関係5事件で被疑者を検挙。(平成23年1月～10月)

未公開株等の取引を利用した詐欺的商法に対する取組状況(3)

- 警察において、利殖勧誘事犯に利用された疑いのある口座の凍結のため、金融機関に対し1,589件の情報を提供。(平成23年1月～10月)
- 裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備を盛り込んだ改正金融商品取引法が施行。(平成22年6月)

③ 注意喚起・普及啓発

- 日本証券業協会が作成したポスター、リーフレットの配付に3庁も協力(関係団体等に配付)。(平成22年3月、10月)
- 消費者庁では、消費者月間において、高齢者の消費者被害をテーマとし、本件を積極的に採りあげ。(平成22年5月)
- 金融庁において、政府広報を活用した注意喚起を実施。(平成22年10月)
- 警察庁において、政府広報(ラジオ及びインターネットテレビ)を活用した注意喚起を実施。(平成22年11月、平成23年1月、10月)
- 警察庁において、平成21年12月に作成した広報啓発資料に関して、現下の情勢を踏まえ、金融機関への連絡や最近の未公開株販売等の悪質商法の新たな手口について記載した追録版を作成し、都道府県警察に配布。(平成23年2月)
- 金融庁において「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成。消費者庁の協力も得て、関係団体等に配布。(平成23年2月)
- 消費者庁において、政府広報(新聞折込広告及びインターネットテレビ)を通じた注意喚起を実施。(平成23年2月、3月、5月、7月)

④ 制度の運用・整備のあり方の検討

- 消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて、「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について」申合せ。(平成22年6月)
- 金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とするルールの創設、無登録業者による広告・勧誘行為の禁止、無登録業者に対する罰則の引上げを盛り込んだ改正金融商品取引法が成立。(平成23年5月)
- 消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて、「消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について」申合せ。(平成23年6月)